

特定機能病院と専門医の現状について

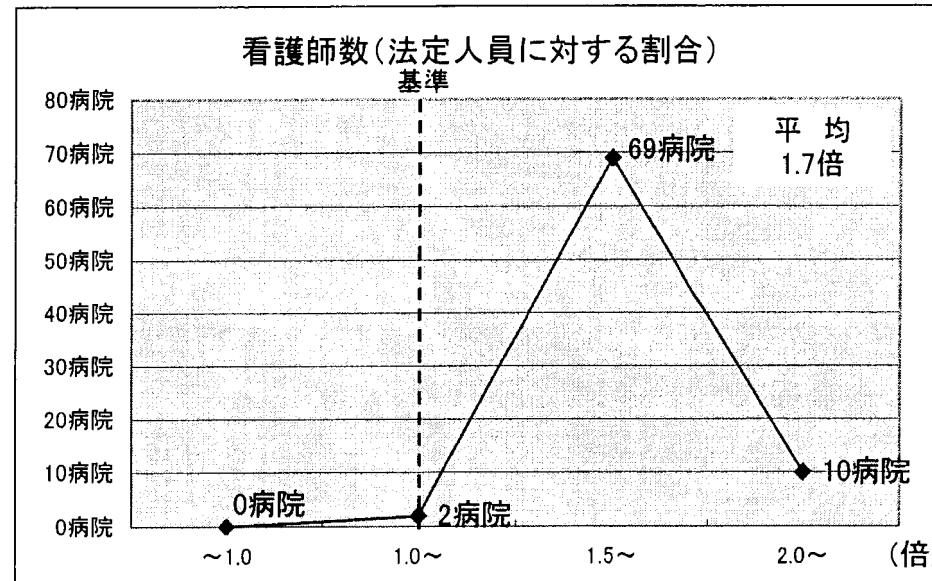
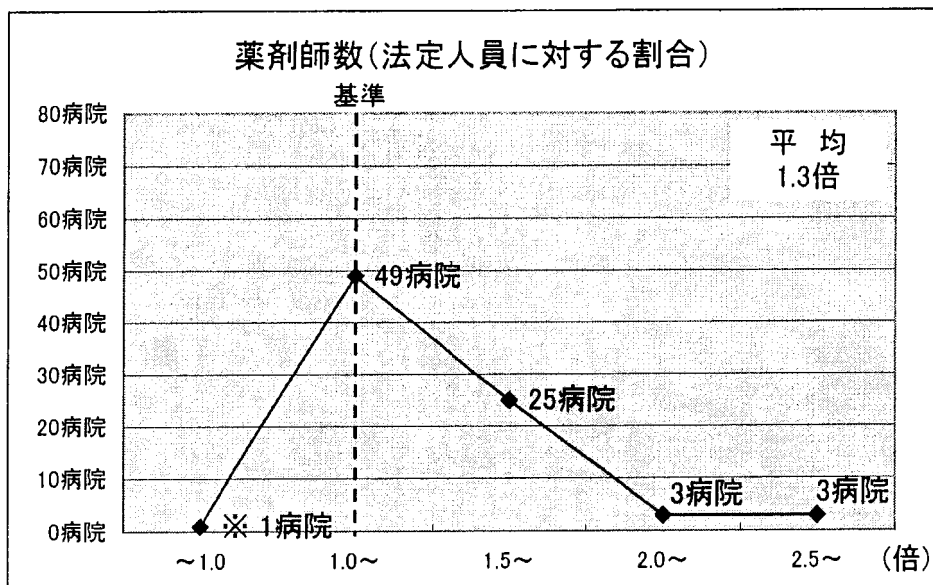
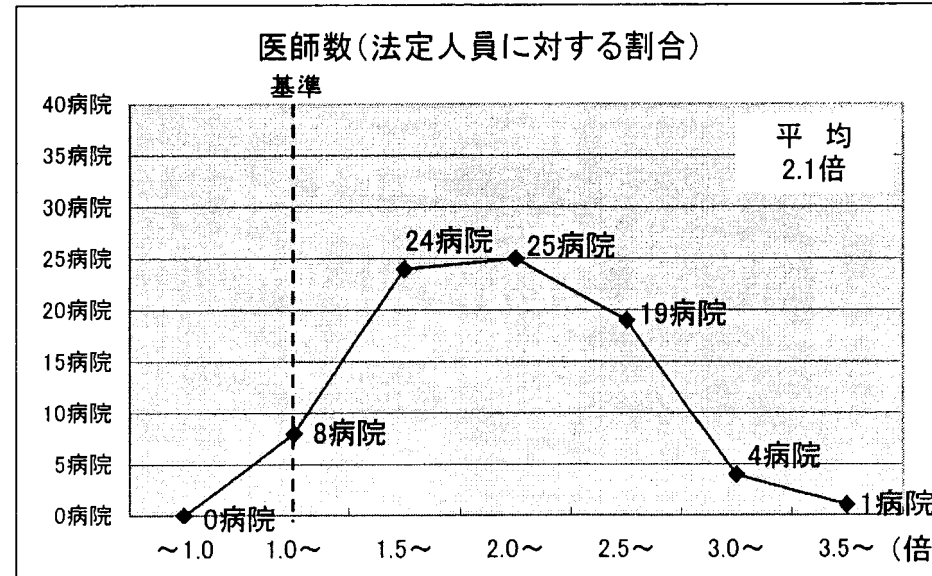
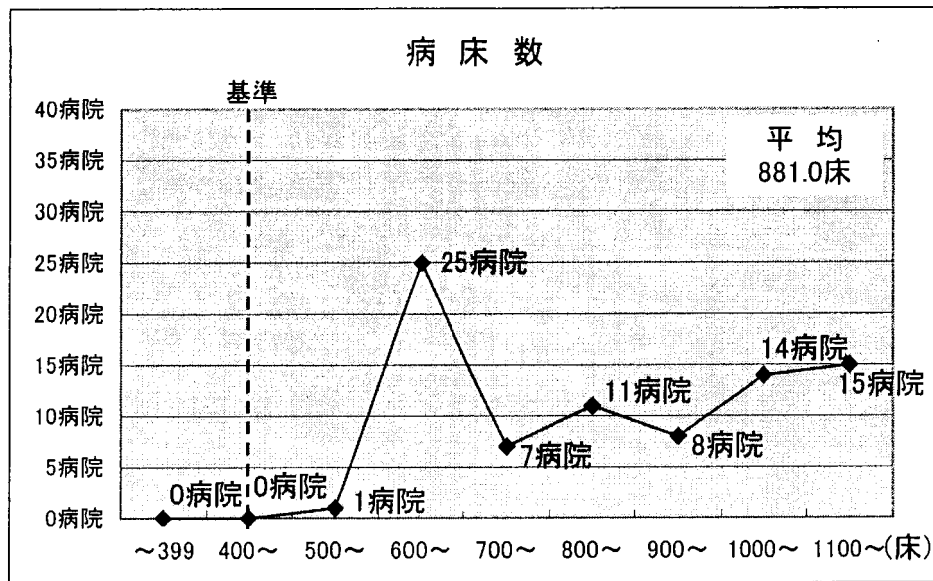
特定機能病院に係る基準について

項 目	承 認 基 準
標榜診療科目 (規則六の四)	次のうち10以上 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、皮膚科 泌尿器科、産婦人科、 産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科 麻酔科
病床数 (規則六の五)	400床以上
人員配置 ①医師 (規則二の二11)	(入院(歯科を除く)患者数+外来患者数(歯科を除く) / 2.5) / 8 その端数を増すごとに1人以上
②歯科医師 (規則二の二12)	歯科入院患者 / 8 その端数を増すごとに1人以上 歯科外来患者については病院の実情に応じ、必要と認められる数を加える
③薬剤師 (規則二の二13)	入院患者数 / 30 その端数を増すごとに1人以上 調剤数 / 80 その端数を増すごとに1人(標準)
④看護師及び准看護師 (規則二の二14)	入院患者数 / 2.5 その端数を増すごとに1人 外来患者数 / 30 その端数を増すごとに1人以上 産婦人科又は産科においては、その適当数を助産師とする 歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、その適当数を歯科衛生士とすることができる
⑤管理栄養士 (規則二の二15)	1人以上
⑥診療放射線技師、事務 員その他の従業者 (規則二の二16)	病院の実情に応じた適当数

<p>構造設備 ①集中治療室 (法二の二2) (規則二の三1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集中管理を行うにふさわしい広さ（1病床当たり15㎡：通知） ・人工呼吸装置その他の集中治療に必要な機器 （人工呼吸装置のほか人工呼吸装置以外の救急蘇生装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー等を想定：通知）
<p>②無菌治療室 (規則二の四)</p>	<p>無菌状態の維持された病室（空気清浄度がクラス1以下級：通知）</p>
<p>③医薬品情報 管理室 (規則二の四)</p>	<p>医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供の機能 (他の用途の室と共用も可：通知)</p>
<p>④その他の設 備等 (法二の二5)</p>	<p>化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室</p>
<p>紹介率 ①算定式 (規則九の二06イ)</p>	<p>$\frac{A+B+C}{B+D}$ A：紹介患者の数 B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数 C：救急用自動車によって搬入された患者の数 D：初診の患者の数</p>
<p>②率 (規則九の二06ロ)</p>	<p>30%以上 (下回った場合、改善計画作成)</p>
<p>安全管理体制 及び院内感染 対策のための 体制 (規則九の二三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を行う者を配置すること。 ・医療に係る安全管理を行う部門を設置すること ・当該病院に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。

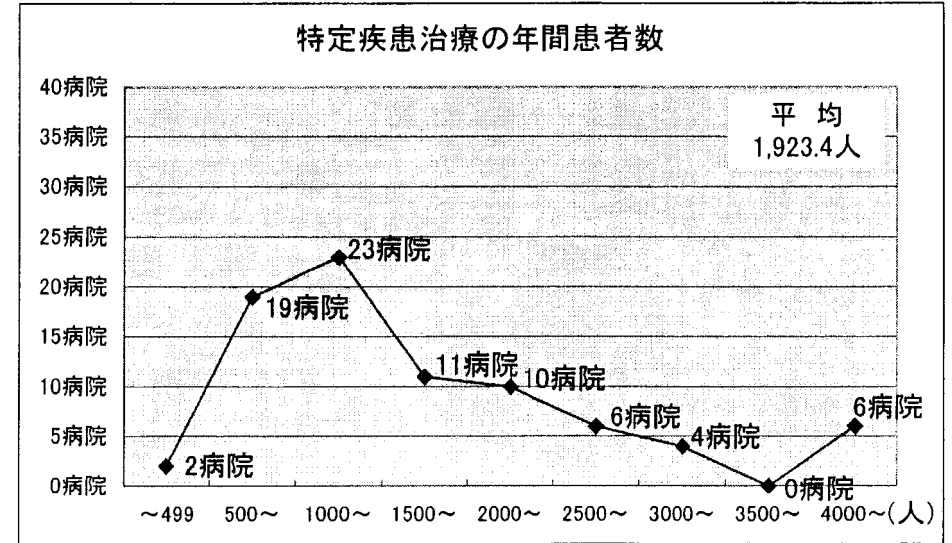
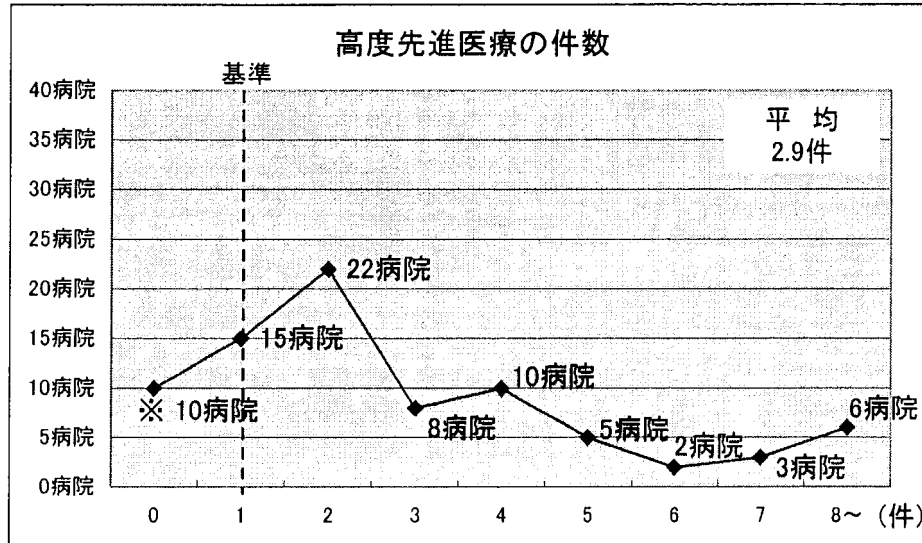
<p>高度医療提供 (規則九の二〇11イ) (規則九の二〇11ロ)</p>	<p>・ 特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療を提供すること。 ①高度先進医療（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2第項に規定するもの）。 ②特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患についての診療。 (：通知)</p> <p>※ この場合において、①の高度先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の高度先進医療が1件の場合には、併せて、②の特定疾患治療研究事業に係る診療を年間500人以上の患者に対して行うものであること。</p> <p>・ 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。 (病院内に臨床検査及び病理診断を実施する部門を設けること。別々でなくても可。従業者は専任でなくても可。：通知)</p>
<p>高度医療開発 及び評価 (規則九の二〇2イ) (規則九の二〇2ロ)</p>	<p>・ 当該特定機能病院に所属する医師等の行う研究が、国、地方公共団体又は民法第34条の規定に基づき設立された法人から補助金の交付又は委託を受けものであること、及び当該特定機能病院に所属する医師等が発表した論文の数が年間100件以上であること。(：通知)</p> <p>・ 医療技術の有効性及び安全性を適切に評価すること。</p>
<p>高度医療研修 (規則九の二〇3)</p>	<p>・ 医師及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施するものでその数が年間平均30人以上であること。(：通知)</p>
<p>諸記録 (規則九の二〇4) (規則九の二〇5)</p>	<p>・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する責任及び担当者を定め、諸記録を適切に分類管理すること。 ・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示する</p>
<p>その他 (努力目標)</p>	<p>・ 救急用又は患者輸送用自動車を備えていることが望ましい。(：通知) ・ 病院内に地域医療の連携推進のための委員会等（病院内の関係者を構成員することでも可）を設けることが望ましい。(：通知) ・ 救急患者に対して必要な医療を提供する体制が確保されていることが望ましい。(：通知)</p>

特定機能病院の現状について（H15年度業務報告）



※…平成17年1月現在において、法定人員を満たしている。

特定機能病院の現状について（H15年度業務報告）



※概ね平成19年6月を目途に基準に適合することが必要。(経過措置)
 なお、平成17年6月現在においては、10病院のうち6病院が基準に適合。

(参考) 特定機能病院における高度先進医療(医科)の承認状況(平成17年6月現在)

1	・顔面骨、頭蓋骨の観血的移動術	7件
2	・培養細胞による先天性代謝異常診断	9件
3	・重傷肥満の外科治療法	1件
4	・溶血性貧血症の病因解析ならびに遺伝子解析診断法	1件
5	・経皮的埋め込み電極を用いた機能的電気刺激療法	4件
6	・人工括約筋を用いた尿失禁の治療	2件
7	・人工中耳	4件
8	・実物大臓器立体モデルによる手術計画	13件
9	・レーザー血管形成術	5件
10	・筋内圧測定による筋コンパートメント症候群の診断	4件
11	・固型腫瘍のDNA診断	10件
12	・進行性筋ジストロフィーのDNA診断	4件
13	・胸腔鏡下肺表面レーザー凝固治療	5件
14	・性腺機能不全の早期診断法	1件

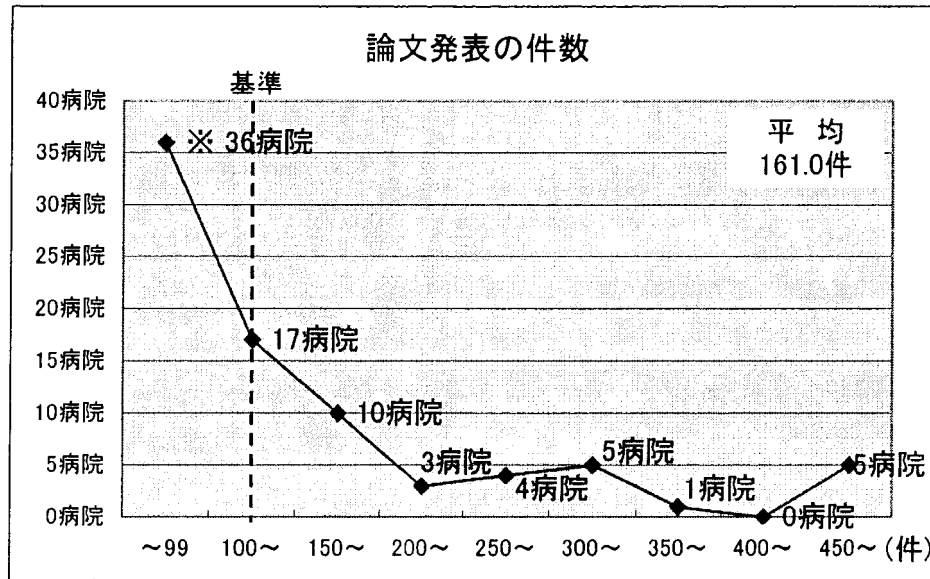
15	・経皮的レーザー椎間板切除術(内視鏡下を含む)	3件
16	・活性化自己リンパ球移入療法	12件
17	・スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法	2件
18	・血小板膜糖蛋白異常症の病型及び病因診断	1件
19	・焦点式高エネルギー超音波療法	5件
20	・脳死肝臓移植手術	5件
21	・肺腫瘍のCTガイド下気管支鏡検査	3件
22	・先天性血液凝固異常症の遺伝子診断	2件
23	・フローサイトメトリーによる先天性免疫不全症の診断	1件
24	・筋緊張性ジストロフィー症のDNA診断	1件
25	・SDI法による抗癌剤感受性試験	1件
26	・内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術	8件
27	・栄養障害型表皮水疱症のDNA診断	3件
28	・家族性アミロイドーシスのDNA診断	2件

(参考) 特定機能病院における高度先進医療(医科)の承認状況(平成17年6月現在)

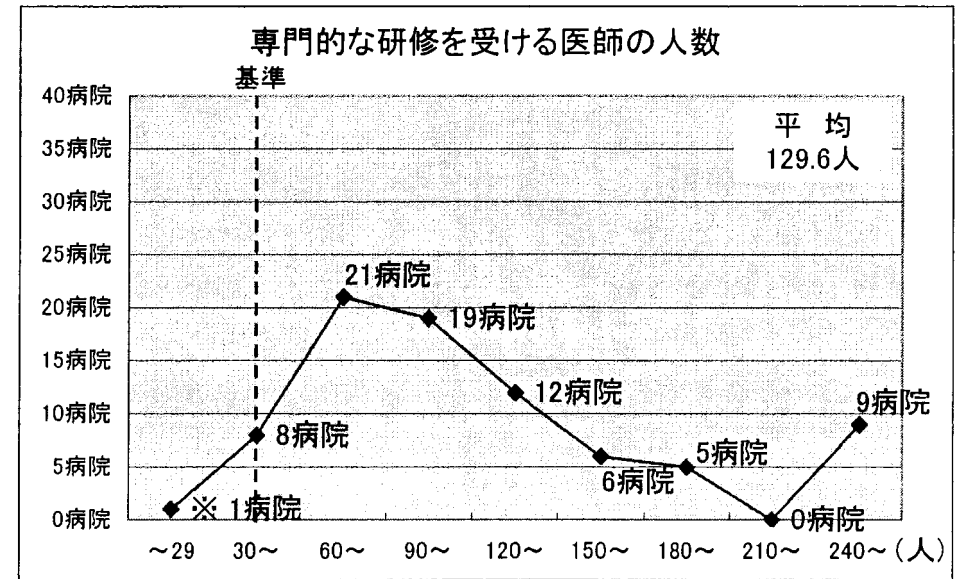
29	・マス・スペクトロメトリーによる家族性アミロイドーシスの診断	1件
30	・抗癌剤感受性試験	7件
31	・子宮頸部前癌病変のHPV-DNA診断	1件
32	・不整脈疾患における遺伝子診断	2件
33	・腹腔鏡下肝切除術	7件
34	・画像支援ナビゲーション手術	3件
35	・エキシマレーザーによる治療的角膜切除術	1件
36	・成長障害のDNA診断	1件
37	・心臓移植手術	2件
38	・腹腔鏡下前立腺摘除術	17件
39	・生体部分肺移植術	3件
40	・CT透視ガイド下生検	1件
41	・門脈圧亢進症に対する経頸静脈的肝内門脈大循環短絡術	2件
42	・乳房温存療法における鏡視下腋窩郭清術	1件
43	・悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の遺伝子診断	3件
44	・腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術	2件
45	・声帯内自家側頭筋膜移植術	1件
46	・骨髄細胞移植による血管新生療法	14件
47	・パイロニー病に対する体外衝撃波治療	1件
48	・悪性黒色腫、乳癌におけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索	4件
49	・鏡視下肩峰下腔除圧術	1件
50	・神経変性疾患のDNA診断	2件
51	・脊髄性筋萎縮症のDNA診断	1件
52	・難治性眼疾患に対する羊膜移植術	2件
53	・脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術	1件
54	・カフェイン併用化学療法	1件
55	・ ³¹ P-磁気共鳴スペクトロスコピーとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲診断	1件
56	・特発性男性不妊症・性腺機能不全症の遺伝子診断	1件
57	・胎児尿路-羊水腔シャント術	2件
58	・遺伝性コプロポルフィリン症のDNA診断	1件
59	・固形腫瘍(神経芽腫)のRNA診断	1件
60	・硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療	2件

61	・重症BCG副反応症例における遺伝子診断	1件
62	・自家液体窒素処理骨による骨軟部腫瘍切除後骨欠損の再建	1件
63	・膝腫瘍に対する腹腔鏡補助下膝切除術(膝体尾部切除または核出術)	1件
64	・低悪性度非ホジキンリンパ腫の遺伝子診断	1件
65	・悪性脳腫瘍に対する抗癌剤治療における薬剤 耐性遺伝子解析	1件
66	・高発癌性遺伝性皮膚疾患のDNA診断	1件
67	・筋過緊張に対するmuscle afferent block(MAB)治療	1件
68	・Q熱診断における血清抗体価測定および病原体遺伝子診断	1件
69	・活性化Tリンパ球移入療法	1件
70	・抗癌剤感受性試験(CD-DST法)	1件
71	・脾臓移植手術	2件
72	・胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法	1件
73	・家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	1件
74	・腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法	1件
75	・膀胱尿管逆流症に対する腹腔鏡下逆流防止術	1件
76	・脳死体からの肺移植手術	2件
77	・三次元再構築画像による股関節疾患の診断と治療	1件
78	・樹状細胞と腫瘍抗原ペプチドを用いた癌ワクチン療法	1件
79	・内視鏡下甲状腺癌手術	1件
80	・骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法	1件
81	・泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	1件
82	・下肢静脈瘤に対する血管内レーザー治療法	1件
83	・胎児胸腔-羊水腔シャントチューブ留置術	2件
84	・活性化血小板の検出	1件
85	・早期胃癌に対する腹腔鏡下センチネルリンパ節検索	1件
86	・ケラチン病の遺伝子診断	1件
87	・隆起性皮膚線維肉腫の遺伝子診断	1件
88	・末梢血単核球移植による血管再生治療	1件
89	・副甲状腺内活性化型ビタミンD(アナログ)直接注入療法	1件
計		241件

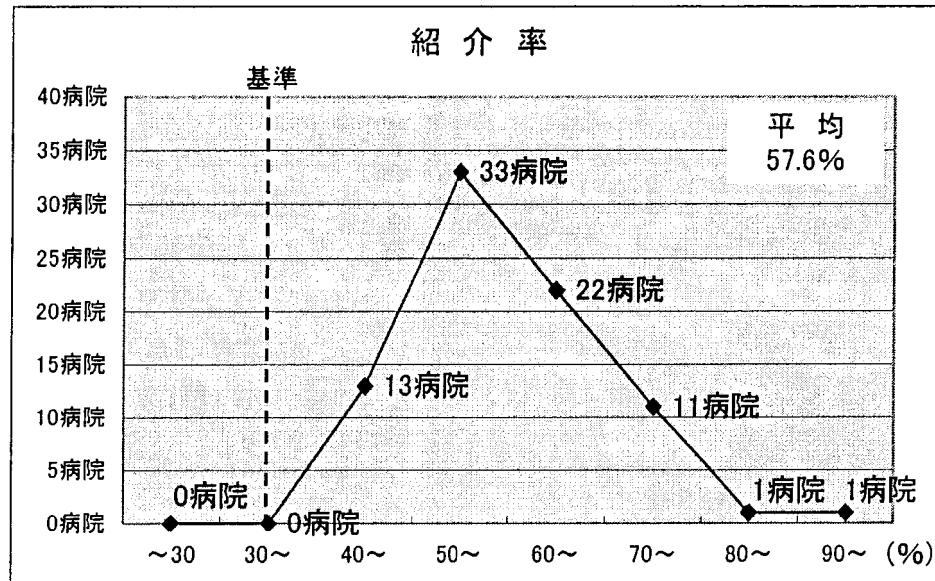
特定機能病院の現状について（H15年度業務報告）



※概ね平成19年6月を目途に基準に適合することが必要。(経過措置)



※概ね平成19年6月を目途に基準に適合することが必要。(経過措置)



専門医資格の広告に関して認定を行う学術団体が満たすべき基準

厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準（平成十四年 厚生労働省告示第百五十九号より）

- 一 学術団体として法人格を有していること。
- 二 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が医師又は歯科医師であること。
- 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- 五 医師又は歯科医師の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。
- 六 資格の認定に際して五年以上の研修の受講を条件としていること。
- 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- 九 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること。